

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)

の一部を改正する法律について

【平成26年5月30日公布】

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。(第14条の2)



夜間に撮影されたニホンジカ

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。

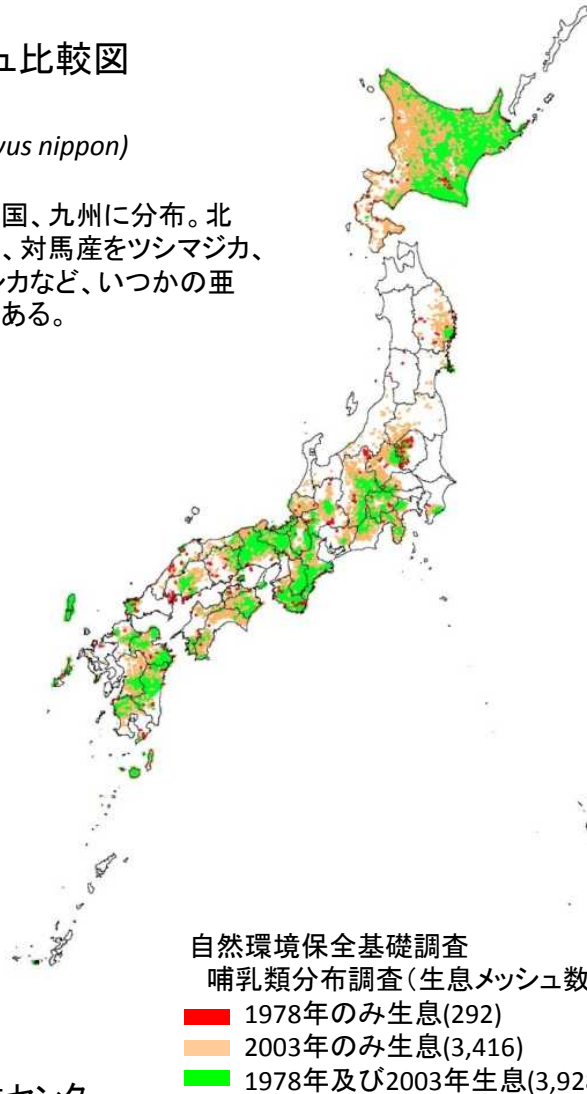
3-① 野生鳥獣の分布(ニホンジカ、イノシシ)

○ 25年で全国の分布メッシュがニホンジカで約1.7倍、イノシシで約1.3倍に拡大。

全国分布メッシュ比較図

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

北海道、本州、四国、九州に分布。北海道産をエゾジカ、対馬産をツシマジカ、屋久島産をヤクシカなど、いつかの亜種に分けることがある。

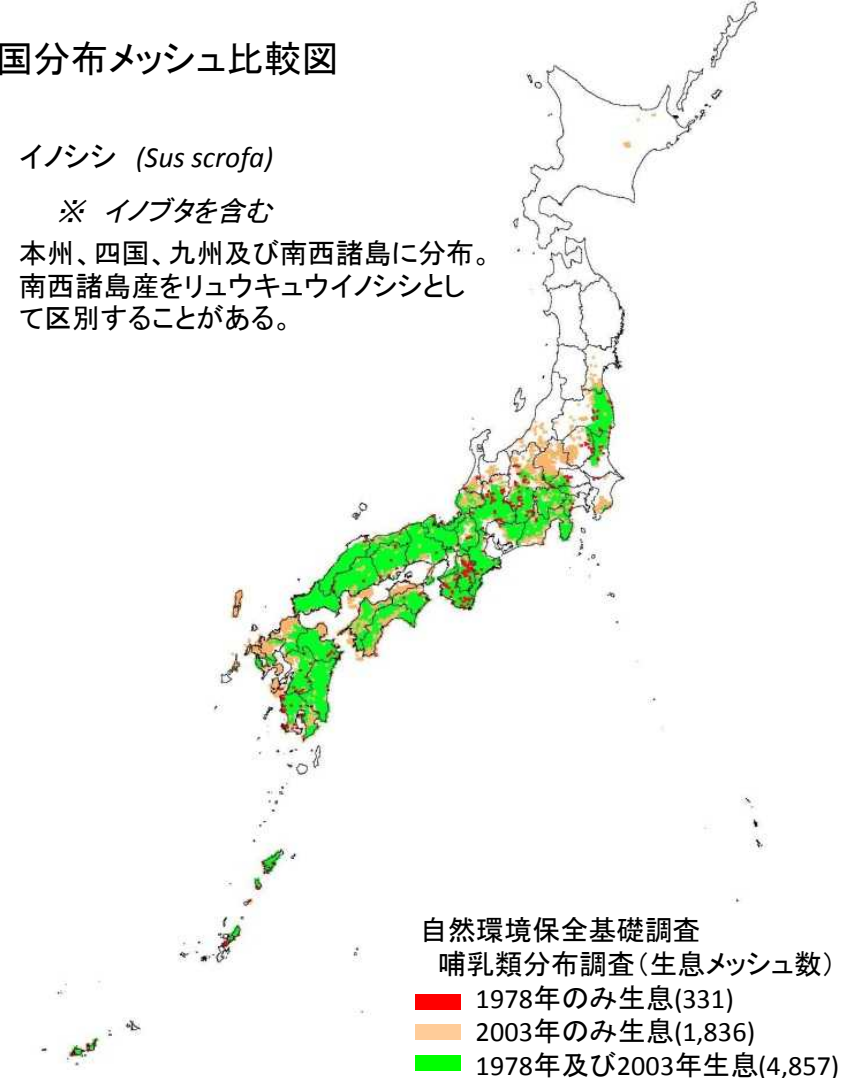


環境省生物多様性センター

全国分布メッシュ比較図

イノシシ (*Sus scrofa*)

※ イノブタを含む
本州、四国、九州及び南西諸島に分布。南西諸島産をリュウキュウイノシシとして区別することがある。



環境省生物多様性センター

統計処理による鳥獣の個体数推定 について

平成25年8月
環境省自然環境局

統計処理による個体数推定

- 捕獲数や捕獲効率、生息数に関連する数値（生息数指標）と捉えることができることから、捕獲数及びそれに関連するデータを用いて全国の個体数を推定※1。加えて、捕獲努力量に応じた将来の生息数のシミュレーションを行った。
- 統計手法の性質として推定値には幅があるが、今後の保護管理の目安として活用するものであり、随時新たなデータを活用して補正を行っていく。
- ニホンジカ※2及びイノシシを対象とした（それ以外の種は、この手法では適切な推定が困難）。

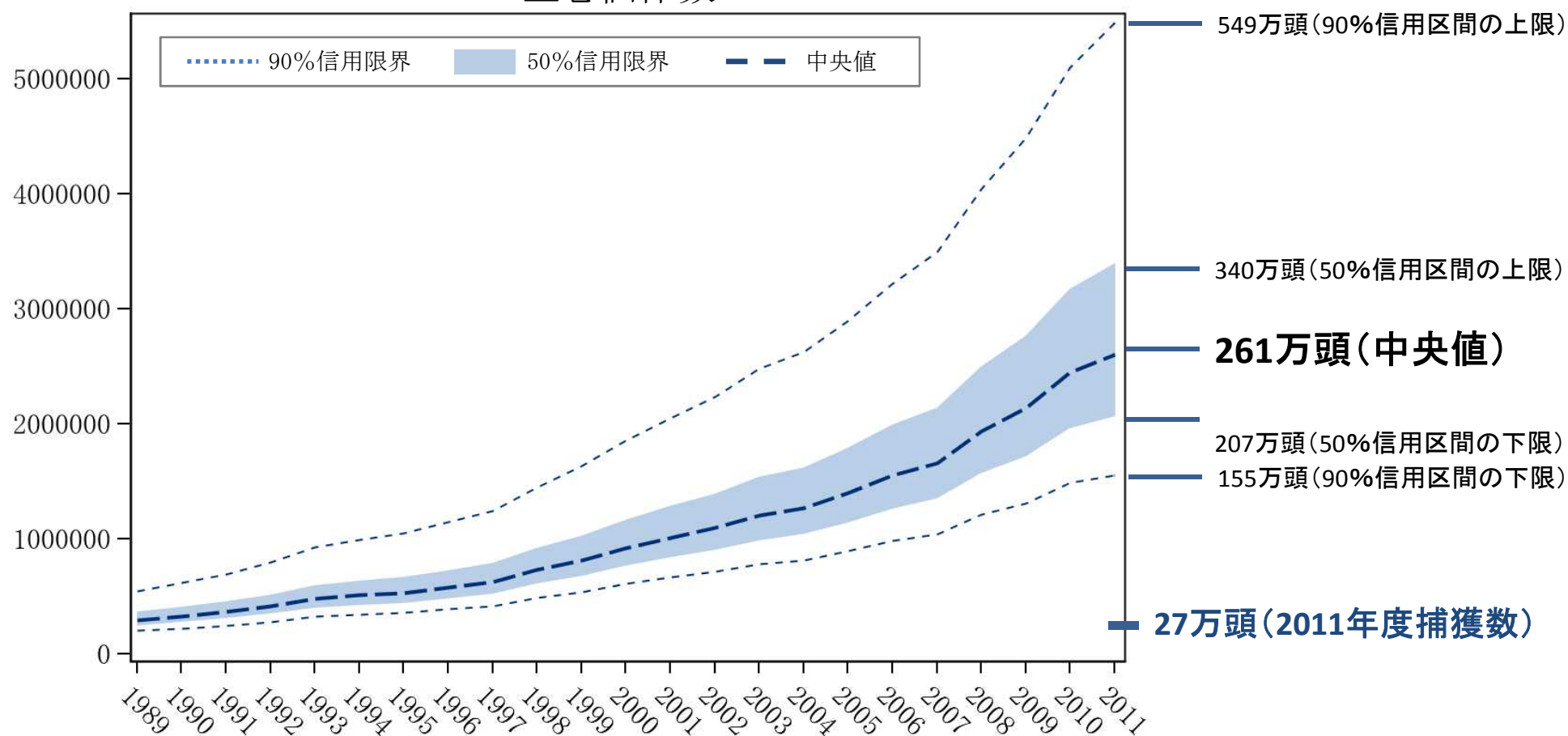
※1 「階層ベイズ法」という統計手法を用いた。本手法は、水産資源管理の分野で活用が進んでいる。本推定には、兵庫県立大の坂田宏志准教授の協力を得た。

※2 北海道は、独自に推定を行っていることから対象から除いた。

個体数推定の結果（ニホンジカ）

1989～2011年度までの捕獲数を用いて推定を行ったところ、全国のニホンジカ（北海道除く）の個体数は、中央値で261万頭（2011年度）となった。

生息個体数

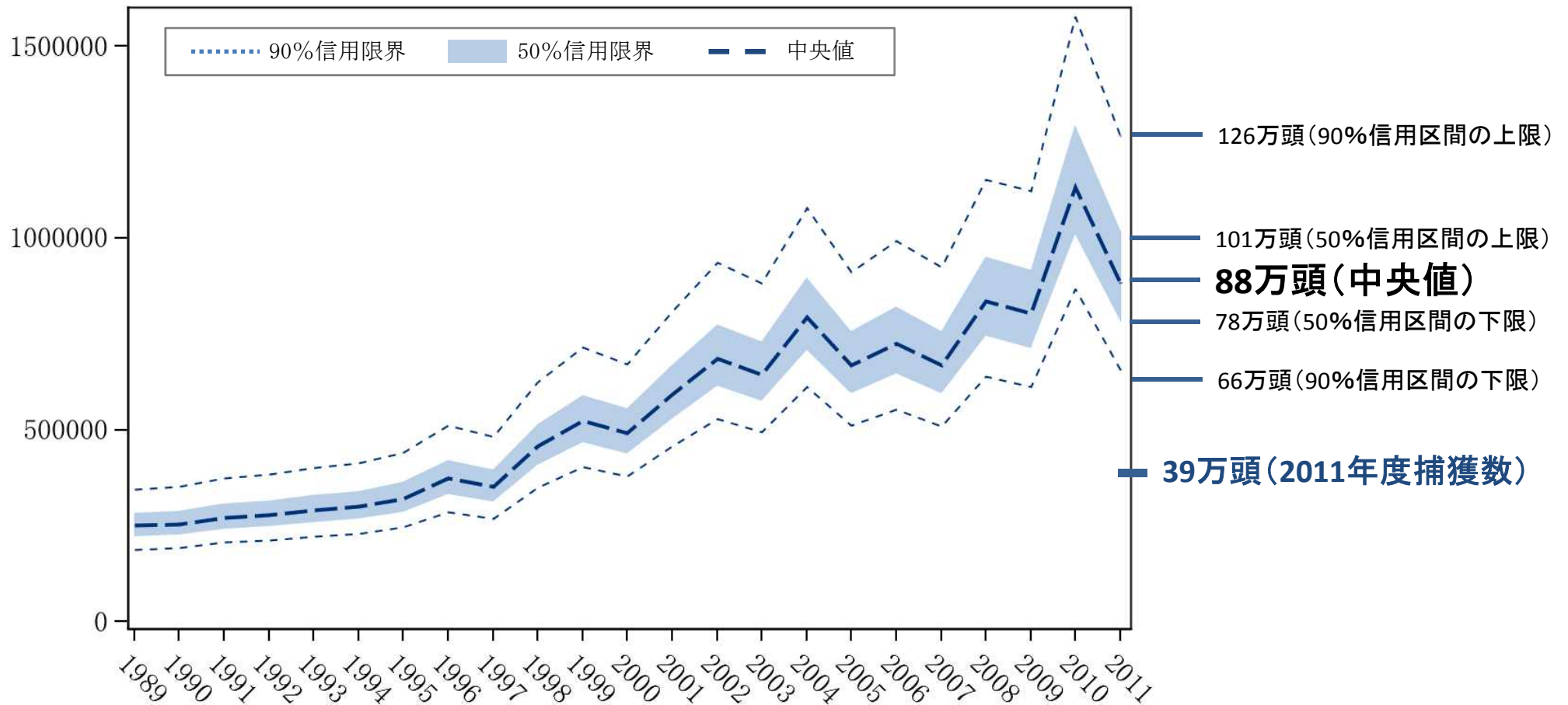


(参考) 2011年度の北海道の推定個体数は約64万頭（北海道資料）

個体数推定の結果（イノシシ）

1989～2011年度までの捕獲数を用いて推定を行ったところ、全国のイノシシの個体数は、中央値で88万頭（2011年度）となった。

生息個体数

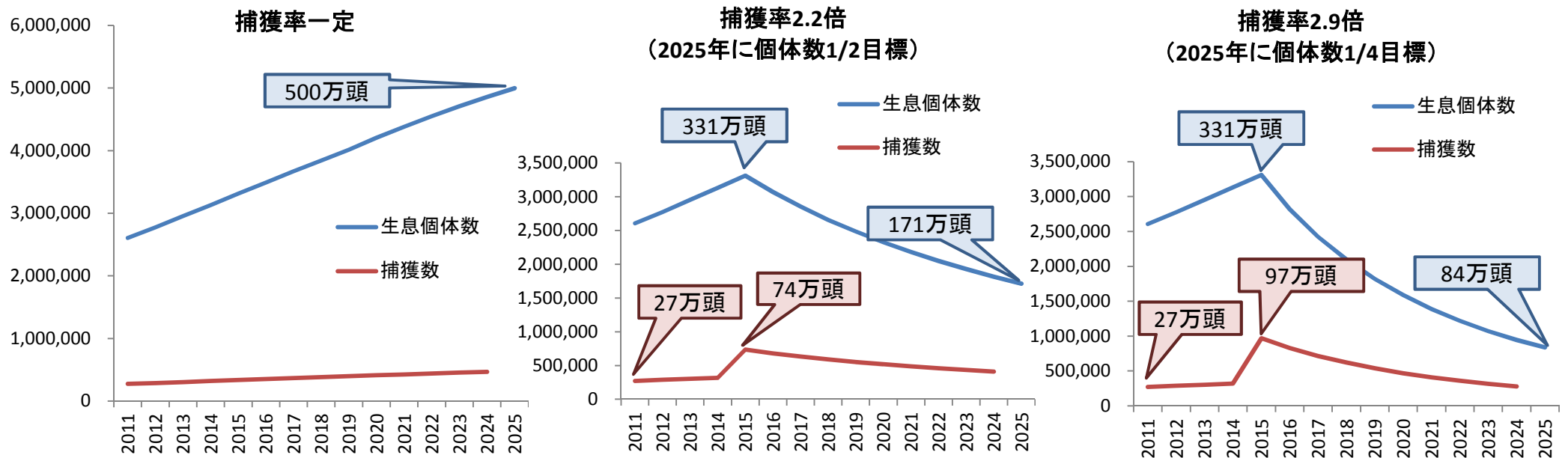


捕獲数シミュレーション（ニホンジカ）

2015年度から対策を強化すると仮定し、2025年度の個体数目標（2015年度の1/2及び1/4）を達成するために必要な捕獲数のシミュレーションを試行した。以下の数値はいずれも中央値。

- 捕獲率※を維持 → 500万頭（2025年）
- 捕獲率を2.2倍 → 171万頭（2025年、2015年のほぼ1/2）
- 捕獲率を2.9倍 → 84万頭（2025年、2015年のほぼ1/4）

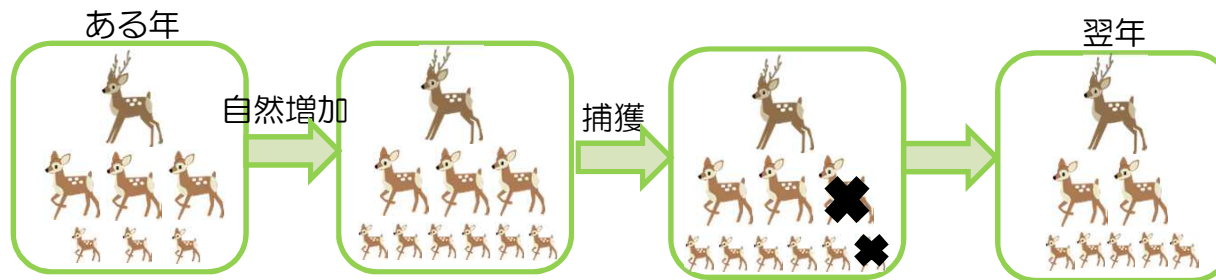
※ 捕獲率：推定個体数に対する捕獲数の割合



※ ここでは中央値を示しているが、推定には幅があることに留意し、対策の実施に合わせて随時評価する必要がある。

(参考) 統計処理による鳥獣の個体数推定について

- 未知の数値について、複数の関係する数値や事前の知識をもとに、全ての可能性のある数値を試して説明可能な数値を探していく手法（階層ベイズ法）を用いた。近年発達した統計学的手法に、コンピューターの性能向上が合わさって活用可能となった。
- 今回の推定については、例えばシカについて、
 - ① 生息個体数（翌年）＝生息個体数（ある年）×自然増加率※－捕獲数 で表される。



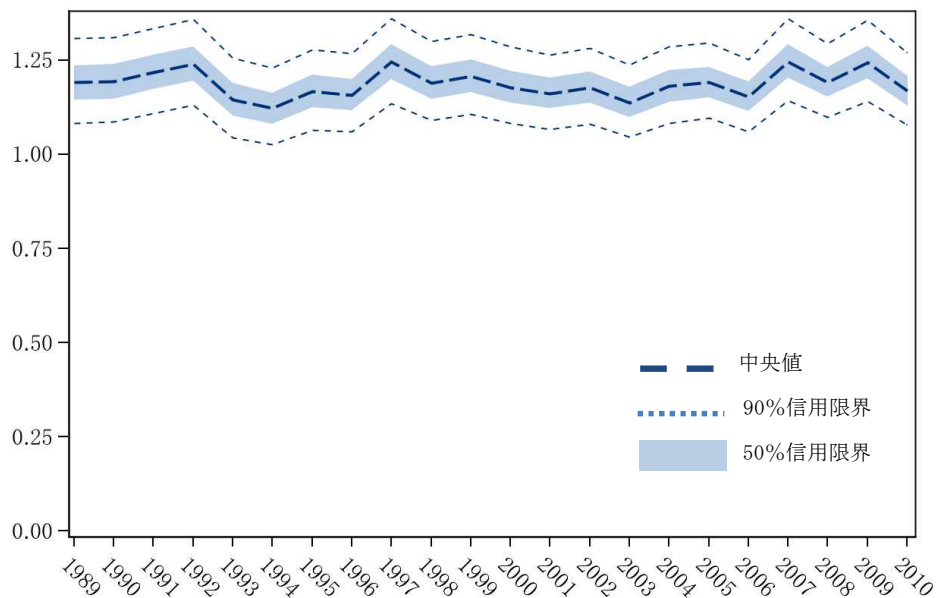
- ② また、生息個体数（翌年）＝生息個体数（ある年）×ある年と翌年の生息数指標の変化率 の数式でも表される。生息数指標には、今回は捕獲数及び狩猟者登録数（銃、わな）あたりの捕獲数を用いた。捕獲数は、同じ努力量をかけた場合個体数が多いほど捕獲数も多くなることから、生息数指標とできる。

理論的には、①、②の連立方程式を解くことにより生息個体数が算出できるが、自然増加率や生息数指標は、自然条件や社会条件の変化等もあり毎年変動し、単純に計算できないことから、確率統計の分析手法を適用して算出した。

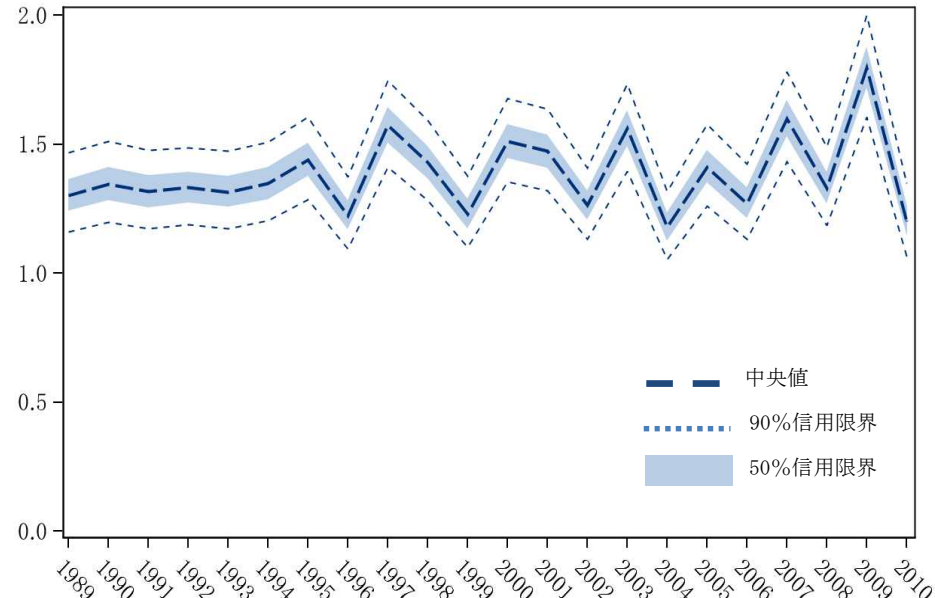
※ 自然増加率は、既知の知見から範囲（今回は1.04～1.36）を与えて、その中で妥当な数値を探索した（2010年度の中央値は1.21となった）。

(参考) 自然増加率の推定結果

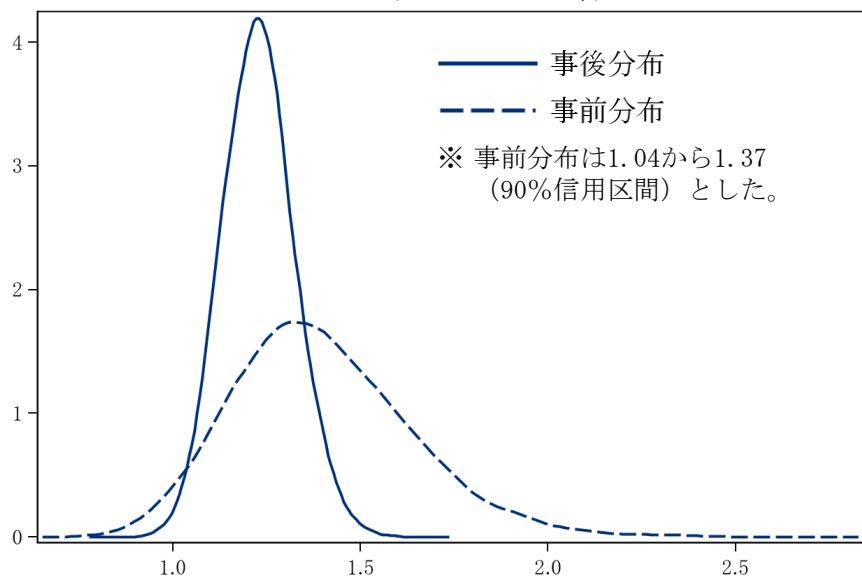
シカ自然増加率



イノシシ自然増加率



シカの2010年度の自然増加率



イノシシの2010年度の自然増加率

